

＜第7期福島県障がい福祉計画の概要＞

◎障がいのある方が地域で安心して生活できる環境の整った社会の実現

1 基本的事項

【法的根拠】
障害者総合支援法第89条第1項

【計画期間】
令和6年度から令和8年度までの3年間

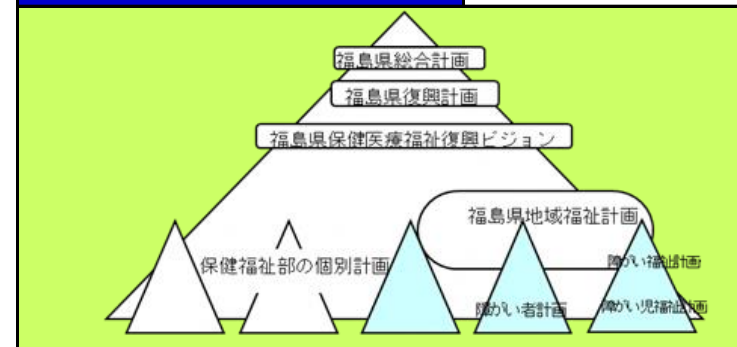
【圏域の設定】
7つの障がい保健福祉圏域

【点検及び評価】
毎年度、達成状況を障がい者施策推進協議会及び自立支援協議会に報告し、点検・評価を受ける。

1-1 基本的理念

- (1) 障がいのある方等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 市町村を基本的な実施主体とする障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- (4) 東日本大震災・原子力災害からの復興・創生
- (5) 災害時の障がいのある方等に対する福祉体制の強化
- (6) 地域共生社会の実現に向けた取組
- (7) 障がい福祉人材の確保・定着
- (8) 障がいのある方の社会参加を支える取組定着

1-2 計画の位置付け



2 障がいのある方の状況

【身体障害者手帳所持者数】(R5. 4. 1)
75,650人、5年間で8.0%減少

【療育手帳所持者数】(R5. 4. 1)
19,737人、5年間で10.1%増加

【精神障害者保健福祉手帳所持者数】
17,094人、5年間で35.3%増加(R5. 3. 31)

3 障害福祉サービス等の成果目標

【1】福祉施設の入所者の地域生活への移行

- 地域生活への移行者数：R4年度末時点の施設入所者の3%以上(60人)を地域へ移行
- 福祉施設入所者数：R4年度末時点の施設入所者の4%以上(80人)を削減

【2】精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
- 精神病床の1年以上入院患者数
65歳未満 898人
65歳以上 1,656人
- 退院率：入院後3か月時点 68.9%
入院後6か月時点 84.5%
入院後1年時点 91.0%

【3】地域生活支援の充実

- 地域生活支援拠点
設置市町村数・箇所数：59市町村・39カ所
- 強度行動障がい者を有する障がい者への支援
各市町村又は各圏域において、強度行動障がい者の状況や支援ニーズを把握し、関係機関が連携した支援体制を整備する。

【4】福祉施設から一般就労への移行等

- 一般就労移行者数：218人
うち就労移行支援事業：147人
就労継続支援A型事業：24人
就労継続支援B型事業：47人
- 一般就労移行者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合：50%以上
- 就労定着支援事業の利用者数：109人
- 就労定着率7割以上の就労定着支援事業所：25%以上

【5】相談支援体制の充実・強化等

- 基幹相談支援センター
設置市町村数：59市町村
- 協議会
各市町村自立支援協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う。

【6】障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- サービスの質の向上を図るための体制構築

目標達成のための方策

- 地域生活移行促進コーディネーター派遣事業の活用
- NPO法人等多様な事業者の参入の促進、社会資源整備の支援
- 公営住宅の利活用、民間賃貸住宅への入居の円滑化
- 相談支援体制の整備

●精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 協議の場を通じた、計画的な地域基盤の整備
- 住まいや就労の確保、差別や偏見の解消
- 日中活動系サービスの提供体制の充実
- 精神科訪問看護やアウトリーチ支援等の拡充
- 家族教室等を通じた家族支援
- ピアサポーターの活用を通じた地域移行の推進
- 相双地域における精神科病院入院患者地域移行マッチング事業によるコーディネーターの配置、転退院調整

【地域生活支援拠点】

- 市町村等に対する好事例の紹介や研修会の実施
- 各地域において協議会等で検討を進めていくためのサポート体制の構築
- 【強度行動障がい者を有する障がい者への支援】
- 人材育成を通じた支援体制の整備
- 専門機関等と連携し、困難事例の検討を行うなど、受け入れ事業所や従事者の支援

●関係機関の連携・ネットワークづくり

- 企業への働きかけ
- 福祉施設への支援の在り方等も含めた課題の共有や対応策の検討
- 施設側の状況や労働分野の情報を収集し、就労体制の整備と地域資源の開発促進
- 障がい者工賃向上プラン及び障がい者就労施設等からの物品等の調達方針の作成

【基幹相談支援センター】

- 基幹相談支援センター未設置市町村には、相談支援アドバイザーを活用し、設置を支援
- 相談支援専門員の養成研修の拡充
- 相談支援業務の質の担保を図るため各種研修の実施
- 【協議会】
- 県地域生活支援部会委員派遣事業の活用
- 各圏域連絡会を通じた支援

●障害福祉サービス等の利用状況の把握

- 自立支援審査支払システム等の活用
- 請求の過誤を無くすための取組や適正な運営を行っている事業所の確保

4 障害福祉サービス確保のための方策

【1】訪問系サービス

- 介護保険事業所をはじめとする事業者の参入促進
- 同行援護、行動援護等専門的な知識・技能を要する分野について重点的な研修の実施、従業者の養成
- 介護職員等によるたん吸引等の研修の実施

【2】日中活動系サービス

- 多機能型事業所の整備やNPO法人等の多様な事業者の参入促進
- 一般就労へ移行した障がい者を対象に、企業や関係機関との連絡調整
- 各関係機関との連携を図りながら、一般就労移行後の職場定着率の向上

【3】居住系サービス

- グループホームの施設整備の支援
- 公営住宅の活用を図るなど居住の場の確保
- 障がい者世帯等の民間賃貸住宅への入居支援
- 障がいのある方の地域での生活について、住民の正しい理解を得る啓発
- 障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などについて、本人の意思を尊重した地域生活の支援

【4】相談支援

- 相談支援専門員の養成研修の拡充
- 相談支援業務の質の担保を図るための各種研修の実施

5 相談支援提供体制の確保のための方策

- (1) 自立支援協議会における検証・評価
- (2) 発達障がい者支援体制整備事業等の実施
- (3) 支援拠点機関を中心とした高次脳機能障がい者に対する相談支援
- (4) 強度行動障がいについて、専門機関と連携した事業所・従事者支援
- (5) 診療連携拠点病院や協力病院等とともに難病医療提供体制の構築

6 人材育成、人材確保及びサービスの質の向上のための取組

- (1) サービス提供に係る人材の育成研修
- (2) 人材確保定着を図る専門性の高い研修、多職種連携の推進、魅力的な職場であることの周知や広報
- (3) 指定障害福祉サービス等の事業者に対する指導及び第三者評価

7 県が実施する地域支援事業等

- (1) 専門性の高い相談支援事業
- (2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業、派遣事業、市町村間連絡調整事業
- (3) 広域的な支援事業
- (4) 発達障害者支援体制整備事業
- (5) 障害者就業・生活支援センター事業
- (6) 依存症対策の推進

8 分野別施策の方向性

- 1 安全・安心の確保
 - (1) 東日本大震災・原子力災害からの復興・創生
 - (2) 災害時の障がいのある方等に対する福祉体制の強化
 - (3) 事業所における利用者の安全確保に向けた取組
 - (4) 新興感染症への対応
- 2 障がいのある方に配慮した施策
 - (1) 地域共生社会の実現に向けた取組
 - (2) 障がい者等の芸術文化活動・障がい者スポーツの普及による社会参加等の促進
 - (3) 障がいを理由とする差別の解消の推進
 - (4) 障がい者虐待の防止、養護者に対する支援
 - (5) 成年後見制度の利用促進
 - (6) 障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
 - (7) 意思決定支援の促進

9 圏域計画

7つの障がい保健福祉圏域計画